

事業所から出る

リサイクル可能な古紙は 尼崎市立クリーンセンター



に搬入できません



リサイクル可能な古紙

尼崎市内の事業所から出る焼却ごみの約20%は、「リサイクル可能な古紙」が占めており、リサイクルが行われていない状況にあります。(平成26年度の組成分析より)

事業活動では、段ボールやコピー用紙など、リサイクル可能な紙ごみが多量に発生しますが、分別し、リサイクルにご協力ください。

- ・新聞
- ・事務用紙
- ・チラシ
- ・雑紙類 (封筒、はがき、空き箱、紙袋、伝票、メモ用紙、紙製緩衝材、ロール芯など)
- ・段ボール
- ・シュレッダー紙
- ・カタログ
- ・雑誌

※取扱品目は、各リサイクル事業者にお問合せください。

※機密書類(個人情報など、機密性の高い書類)も安全にリサイクルできる事業者もありますので、各リサイクル事業者にご相談してください。

禁忌品(リサイクルできない異物)を混ぜないでください

紙の原料にならない異物(禁忌品)が混ざっていると、品質の低下や機械の故障など、リサイクル工場において紙を再生する妨げになりますので、古紙に混ぜないよう気をつけてください。

紙類 一般的な禁忌品の例

- ・防水加工紙(紙コップ、紙皿等)
- ・合成紙(防水加工されたもの)
- ・感熱紙(FAX用紙、レシート等)
- ・カーボン紙(複写伝票等)
- ・ビニール補強された紙袋
- ・臭いのついた紙(石けんや洗剤の箱等)
- ・ティッシュ、ウエットティッシュ
- ・金箔、銀箔が箔押しされた紙
- ・アイロンプリント紙
- ・写真、写真用紙
- ・パウチやビニールコーティングされた紙
- ・タバコの空き箱
- ・汚れた段ボール、紙類
- ・シール、シール台紙

※何が禁忌品になるかは、リサイクル事業者によって一部異なりますので、各リサイクル事業者にお問合せください。

紙類以外

- ・ガムテープ、ビニールテープ類
- ・クリップ類
- ・輪ゴム、綴じ紐
- ・セロファン、フィルム
- ・布製品(布表紙など)
- ・ファイルの金具
- ・クリアファイル
- ・プラスチック製のファイル
- ・CDやDVD
- ・ワッペン類

事業者 お店の経営者 の皆さんへ

事業系ごみの正しい処理と 減量・リサイクルにご協力ください

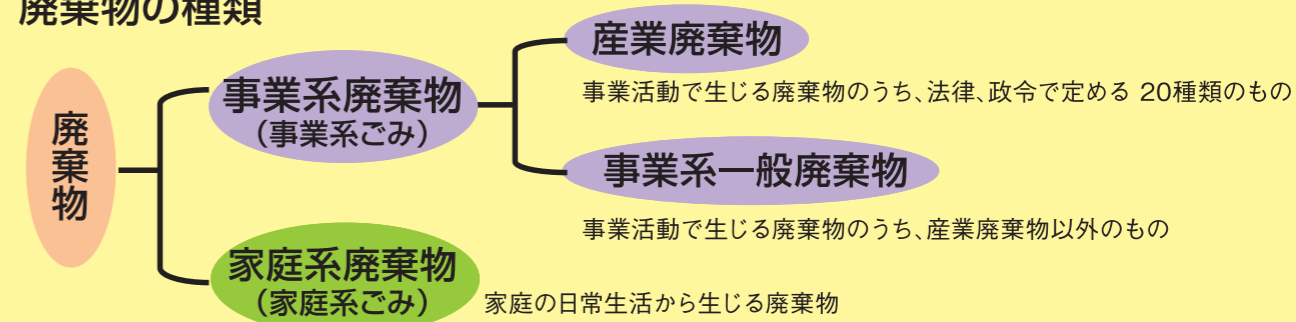
お店や事業所などの事業活動から出る廃棄物は、法律で自らの責任で適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

廃棄物の種類



対象となる廃棄物

お店・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、学校・官公署など公共サービスを行っているところも含めて、事業活動から出されるすべての廃棄物は事業系ごみです。

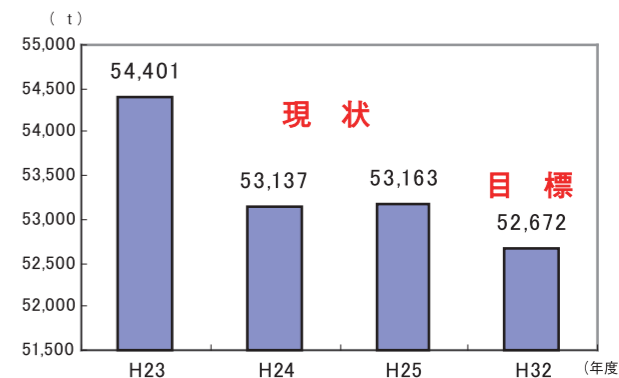
お店兼住宅の場合、住宅部分から出る廃棄物は家庭系ごみなので市で収集しますが、お店部分から出る廃棄物は事業系ごみになりますので、それぞれ分けて処理する必要があります。

お店や事業所などの事業系ごみは、少量であっても、また、外見は家庭系ごみと見分けがつかないものであっても、市の家庭系ごみ収集には出せません。(2~3ページの処理方法を参照してください。)

尼崎市事業系一般廃棄物の現状

平成25年度の1年間で、事業系ごみの量は53,163トンで、横ばい状態が続いています。

尼崎市では、持続可能な循環型社会を構築するために、平成32年度までに、1年で52,672トンにまで減らすことを目標としています。



尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課

〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地
電話 06-6409-1341 FAX 06-6409-1277
E-Mail ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp